

第 5 回生物多様性条約第 8 条(j)作業部会報告

生物多様性条約（CBD）第 8 条（j）項及び関連規定に関する第 5 回作業部会会合（議長：フェルナンド・コインブラ氏、ブラジル）は、2007 年 10 月 15 日～19 日にカナダ・モントリオールにおいて、アクセスと利益配分（ABS）に関する Ad hoc 作業部会第 5 回会合に引き続いて行われた。以下に議論の結果を報告する。

1. 全般的な意見

- 欧州共同体（ポルトガルが代表）：バイオマスの生産及び消費が原住民・地域社会に及ぼす影響の問題を取り上げ、議題として検討するよう要請した。原住民・地域社会の専門家による的を絞った検討により、ABS に関する国際的制度（IR）に関する議論に役立つように、問題点の一覧表を作成すべきである。
- カナダ代表：国連専門機関（UNESCO、WIPO）がそれぞれに強みを持つ分野で協力すべきである。本部会の作業は、实际的で、原住民・地域社会に大きな影響を及ぼす問題に集中すべきである。
- 生物多様性に関する国際先住民フォーラム（The International Indigenous Forum on Biodiversity）の代表：「先住民族の権利に関する国連宣言」で採択されたように、先住民族の集団的権利に関する普遍的な人権基準が存在することに言及した。今後導入され得る ABS に関する IR では、この宣言を基準の 1 つとして用いる必要があり、先住民の権利を認識し、保護しなければならない。原住民・地域社会の文化的・知的遺産の尊重を確保するための倫理行動規範（UNEP/CBD/WG8J/5/7）では先住民の権利を確保する必要があり、また伝統的知識（TK）及び関連する遺伝資源は不正使用されてはならないと述べた。
- オーストラリア代表：第 8 条（j）項の下であまりにも多くのプロセスが進行しており、作業量が膨大であることへの懸念を示した。本作業部会は、全体としてどのように前に進むかを考え、着手すべき活動や新規の課題について慎重に見直しを行うべきである。

2. 主要議題

① 議題 6. ABS に関する IR

- 共同議長は、ABS に関する IR は TK 及び利益配分に関係していることから、第 8 条（j）項に関する作業部会は、この IR に関する意見を ABS に関する Ad hoc 作業部会に提供したいと考える。
- ブラジル代表：IR では、関連する TK の利用に関係する利益配分を必ず検討しなければならないと表明した。そのような TK の利用は、事前の情報に基づく同意（PIC）及び相互に

合意する条件（MAT）に基づいて行われなければならない。各締約国が独自の制度を構築し、それが IR を補完すべきである。IR の案には、法的起源の開示を含め、遵守のための措置を規定しなければならない。また、技術専門家による Ad hoc 委員会を設置するという欧州共同体代表の提案を支持しない。

- ポルトガル代表（欧州共同体及びその加盟国を代表）：原住民・地域社会出身の専門家による技術的意見から恩恵を受けることのできる問題として、以下のリストを記載するよう要請した。
 - (a) 遵守に関する国際的に認知された証明書：遺伝資源に関連する TK を認証の範囲に含めることができるのは、どのような条件においてか。
 - (b) 倫理行動規範：ABS に関する CBD に基づく義務の有効な実施に、倫理行動規範はどのような形で寄与することになるか。
 - (c) TK と ABS に関連する研究：生物多様性に関する研究が既存の TK を尊重することを確保するにはどうするのが最善か。
 - (d) TK と PIC：PIC に関する決定に TK を組み入れる方法、及び PIC に関する国の決定が複数の国にまたがる原住民の社会を尊重することを確保する方法。
 - (e) TK と MAT：MAT を定める際に条件を標準化する取り組みにおいて、TK を組み入れる際の方法や例。
 - (f) TK と能力構築：ABS に関する IR の案が能力構築に与える影響の特定。
- ウガンダ代表（アフリカグループを代表）：以下の立場を本会合の報告書に記載するよう要請した。
 - (a) IR では、原住民・地域社会が有する遺伝資源及び TK へのアクセスを行うためには、これら社会から PIC を得ることを確保すべきである。これは、原住民・地域社会が望む場合には PIC を拒否する権利も含む。
 - (b) IR の案には、遺伝資源の原産地だけでなく関連する TK の出所の強制的な開示に関する要素を含めるべきであり、知的財産権の申請に際しては細心の注意を払って実施すべきである。
 - (c) 遺伝資源の原産地・出所に関する国際的に認知された証明書の案には、関連する TK（該当する場合）を含めるべきであり、TK の性質、その知識の所有者、及び利用者がその知識を第三者に移転することの可否及び可能な場合にはその方法と条件に関する規定を明確に示すべきである。このことが重要なのは、遺伝資源及び関連する TK、その産物及び派生物へのアクセス及びその利用から利益が実現した場合に、利益配分と密接に関係するためである。
 - (d) IR では、原住民・地域社会が有する遺伝資源及び関連する TK、工夫及び慣行へのアクセスに関し、これら社会の慣習法、慣行及び規範を遺伝資源の利用者が尊重する規

定を設けるべきである。

- (e) IR では、遺伝資源、その産物及び派生物、並びに関連する TK、工夫及び慣行の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分において、原住民・地域社会（女性、若年者及び高齢者を含む）の全面的な参加を確保すべきである。
 - (f) IR では、原住民・地域社会に関して、PIC 及び MAT に関する行動規範を設けるべきである。
 - (g) IR には、原住民・地域社会が自らの有する遺伝資源及び TK の提供に全面的に参加するだけでなく、利益の公正な配分を要求できるように、原住民・地域社会のための能力構築を確保する措置を含めるべきである。
- オーストラリア代表：ABS は遺伝資源に関連する TK 及び原住民の土地にある遺伝資源と関係しているため、ABS に関する国内ガイドラインを策定すべきであると提案した。
 - カナダ代表：地域社会レベルでの指針が必要であると考え。遺伝資源及び関連する TK に関する原住民のためのガイドラインの草案を作成するよう提言する。

作業部会による決定

2007 年 10 月 19 日に行われた本会合の 4 回目の全体会議において、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/5/L.8 を取り上げた。意見交換の後、議長は、本作業部会は、真剣な取り組みを行い、多くの積極的な考えを提供したものの、ABS に関する IR の策定及び交渉に関する意見を ABS に関するオープンエンド Ad hoc 作業部会の第 6 回会合に送付する立場にないと考えると述べた。

② 議題 8. TK、工夫及び慣行の保護のための *sui generis systems* の諸要素の策定

- 本作業部会は、*sui generis systems* の優先すべき要素を特定し、締約国会議第 9 回会合に提出するよう要請されている (UNEP/CBD/WG8J/5/6)。
- 両共同議長は、何らかの形のガイドラインが必要であること、及びガイドライン作成の取り組みを加速させ、優先すべきであることについて、全般的な合意が得られた。しかし、その手順については意見が分かれていたため、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、インド、マラウイ（アフリカグループを代表）、マレーシア、ニュージーランド、ポルトガル（欧州共同体及びその加盟国を代表）、生物多様性カナダ先住民ネットワーク、生物多様性に関する国際先住民フォーラムの各代表からなる議長の私設諮問委員会を設置し、ガイドライン策定の進め方について提案を作成することとした。
- *sui generis systems* に関する作業では、ABS に関して行われている作業を考慮しなければならないが、この 2 つは個別に議論すべき別々の問題であるという点で合意が得られていた。

しかし、国際的な仕組みの考え方には異論があるため、今会合での最善の策は、両共同議長に対し、決議 VIII/5E にすでに含まれている要素を反映し、本会合で表明された意見を考慮に入れた勧告案を作成するよう依頼することであるというのが全体的な意見であった。

- 共同議長は、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、マラウイ（アフリカグループを代表）、マレーシア、ニュージーランド、ポルトガル（欧州共同体及びその加盟国を代表）の各代表に対し勧告の修正案の起草委員会を組織し、勧告案の作成作業を行った。

作業部会による決定

本作業部会は、2007年10月19日に行われた本会合の4回目の全体会議において、勧告案 UNEP/CBD/WG8J/5/L.9 を取り上げ、勧告 5/5 として採択した。勧告の本文は本報告書の附属書として添付される。